

熊本市プレイパーク活動支援実施要綱

制定 令和 5年 3月17日文化市民局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸外における遊びを通して、子どもたちの協調性、自主性、創造性などの「生きる力」を養うことを目的とするプレイパーク活動に関し、市が支援するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)プレイパーク 「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに開設する子どもの遊び場であり、実施団体が常時又は一時的に開設するもの
- (2)実施団体 プレイパークを管理する者で、熊本市内の校区青少年健全育成協議会、PTA、子ども会、地域の世話人などで構成される団体
- (3)派遣プレイリーダー プレイパーク活動において、子どもの視線に近い立場からその気持ちを汲み取り、子どもが自由に遊ぶことのできる環境を実現するスタッフのうち、市が派遣する者

(支援内容)

第3条 市長は、予算の範囲内において別表第1に定める支援を行うものとする。

(実施団体の登録)

第4条 実施団体が市の支援を受けようとするときは、市長に登録申請書(様式第1号)を提出し、あらかじめ登録を受けるものとする。

(実施団体登録の決定)

第5条 市長は、第4条に規定する申請を受けたときは、次の各項目のいずれにも該当することを確認し、結果を登録申請結果通知書(様式第2号)にて通知するものとする。

- (1)運営が地域住民によるものであること
- (2)継続的な運営ができると見込めること
- (3)実施場所としての土地の利用について支障がないこと
- (4)プレイパークのエリアが明確であること

(実施団体登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、第5条で定める結果通知日が属する年度の末日から2年とし、更新を妨げない。

(団体登録の更新)

第7条 実施団体登録の更新手続きは登録の有効期限内に行うこととし、第4条の規定を準用する。

(支援申請)

第8条 実施団体は、プレイパークの開催に当たり第3条の支援を要するときは、実施日を含め3週間前までに市長に支援申請書(様式第3号)を提出するものとする。

(支援決定)

第9条 市長は、第8条に規定する申請を受けたときは、以下の各号への該当の有無を確認し、申請団体に結果を支援決定通知書(様式第4号)にて通知するものとする。

- (1)別表第2を基準とし、物品購入の必要性が認められること
- (2)価格が適正であること

(物品の購入)

第10条 第9条により市が支援を行うと決定した遊び材料・工作道具代は、市が直接業者に支払うものとする。

(実績報告)

第11条 第9条にて支援決定を受けた実施団体は、事業終了後1か月以内に実施報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(派遣プレイリーダーの養成)

第12条 市長は、定期的に派遣プレイリーダー志望者を募り、必要な講習を行う。

(派遣プレイリーダーの登録)

第13条 市長は、第12条に規定する講習を受講した者を、派遣プレイリーダー名簿に登録する。

(派遣プレイリーダーの任期)

第14条 派遣プレイリーダーの任期は、登録された日が属する年度の末日から4年とし、更新を妨げない。

(派遣プレイリーダー名簿の更新)

第15条 派遣プレイリーダー名簿に登録された者が、更新を希望する場合は、任期終了前までに第12条に規定する講習を再度受講するものとする。ただし、直近3年度以内に3回以上の活動が確認できる場合は、受講を不要とする。

(派遣プレイリーダーの派遣)

第16条 市長は、実施団体からの申請を受けて、派遣プレイリーダーを派遣する際は、派遣プレイリーダー名簿から選出するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱施行前から登録されている実施団体については、令和5年4月1日に登録決定があった者として取り扱う。

3 本要綱施行前から登録されている派遣プレイリーダーについては、令和5年4月1日に派遣プレイリーダー名簿に登録された者として取り扱う。

(冒険遊び場（プレイパーク）実施要項の廃止)

4 冒険遊び場（プレイパーク）実施要項（平成22年10月1日制定）は、廃止する。

別表第1（第3条関係） プレイパーク支援内訳

	1回目以降5回目まで（同一年度）	6回目以降（同一年度）
遊び材料・工作道具	30,000円以内 ただし、新規開設時は100,000円以内 ※新規開設時とは、実施団体登録決定後、最初の申請時のこと	支援なし
派遣プレイリーダー	人数・・・1日 3人まで 謝礼金・・・1日 1人当たり3,500円	

別表第2（第9条関係） 支援可能な遊び材料・工作道具

種類	内容
消耗品	1回の活動で使い切ることができる物品
食料品	活動の中で子どもが使用する材料、熱中症対策に関する物品 ※その他、参加者に配布する飲料等は対象外
工具	活動の中で子どもが使用する工具 ※プレイパークの整備に使用する工具は対象外

熊本市長（宛）

住 所
団体名
代表者名
連絡先

登録申請書

熊本市プレイパーク活動支援実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請内容

プレイパークの名称	
プレイパークを行う団体	
代表者名	
プレイパーク情報	住所： （実施場所名： ） 面積： 土地所有者：
遊びの内容	
連絡先	郵便番号： 住所： 氏名： 電話番号： メールアドレス：

2 添付書類

- ・土地の利用許可が確認できる書類
- ・プレイパークの利用規約
- ・活動計画書
- ・予算書
- ・プレイパーク図面

第 号
年 月 日

様

熊本市長

登録申請結果通知書

年 月 日付で申請のありました登録申請につきまして、次のとおり結果を通知します。

- 1 登録の可否と理由
- 2 登録の有効期限

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長

支援決定通知書

年 月 日付で申請のありました支援申請につきまして、次のとおり結果を通知します。

1 決定内容

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
団体名
代表者
連絡先

実施報告書

このことについて、次のとおり報告します。

団 体 名	
開 催 日	年 月 日 () ~ 月 日 ()
開 催 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
開 催 場 所 名	
参 加 者 数	子ども 人 ・大人 人 ・派遣プレイリーダー 人
活 動 内 容	
感 想 ・ 課 題	